

Ⅱ. 令和3年度

(計画第1年度)

パートナーしがプラン2025

滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

進捗状況

計画の体系

基本理念

一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で変わる 誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指して～

重視すべき
視点

あらゆる分野における
男女共同参画の視点に
立った取組加速

働き方・暮らし方の
変革と多様性

重点施策(目指す姿)と取組の方向

I
人権の尊重と
安心・安全な
暮らしの実現

- (1)すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けての教育・啓発
- (2)あらゆる男女間の暴力の根絶(性暴力、DV、セクシュアルハラスメント等)
- (3)困難を抱える人々に対する支援
- (4)防災における男女共同参画の推進
- (5)人生100年時代の健康づくり

II
あらゆる分野で
の実質的な男女
共同参画の進展

- (1)企業での女性の人材登用やリーダー育成の加速
- (2)政治分野・地域活動(自治会、まちづくり、環境保全等)での男女共同参画の一層の推進
- (3)農業分野・スポーツ分野など専門分野での男女共同参画の推進

III
一人ひとりの
多様な生き方
・働き方の実現

- (1)女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援
- (2)多様で柔軟な働き方の実現
- (3)仕事と生活の両立ができる環境づくり
- (4)男性の家事・育児・介護等参画促進
- (5)性別にとらわれない選択を可能にするライフ&キャリア教育

IV
男女共同参画
意識の浸透

- (1)男女共同参画意識の定着と無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)解消に向けた教育・啓発
- (2)公共の分野をはじめとする様々な場面における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- (3)各分野で男女共同参画をリードする人材育成

計画の総合的な
推進

- (1)県の推進体制の充実
- (2)国・市町をはじめ多様な主体との連携強化
- (3)県立男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進
- (4)調査・研究の推進

重点施策別総括

重点施策 I

人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現

取組の方向

(1)すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けての教育・啓発

- 様々な人権(女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者、犯罪被害者等)をめぐる啓発等の取組の推進
- 性の多様性への理解の促進 ○暴力防止のための教育・啓発の促進 ○若年層への教育・啓発の強化

(2)あらゆる男女間の暴力の根絶(性暴力、DV、セクシュアルハラスメント等)

- あらゆる男女間の暴力の予防と根絶のための基盤整備 ○性暴力・ストーカー行為・インターネット上の女性に対する暴力・若年者を対象とした性的な暴力(JKビジネス、アダルトビデオ出演強要)等への対策推進
- DV対策の推進 ○セクシュアルハラスメント対策の推進

(3)困難を抱える人々に対する支援

- 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 ○ひとり親家庭への支援
- 高齢者、障害者、外国人県民等への支援 ○様々な悩みに対する相談しやすい窓口づくり

(4)防災における男女共同参画の推進

- 防災における政策・方針決定過程への女性の参画 ○防災の現場における女性の視点の強化

(5)人生100年時代の健康づくり

- それぞれのライフステージに応じた取組の促進 ○妊娠・出産等に関する健康支援 ○健康づくりへの支援

総括

- 男女の人権尊重や、DV・性暴力など男女間のあらゆる暴力に対する取組として、それぞれ相談・支援窓口の設置を行っているが、認知度が低い等の課題がある。広報啓発活動を通じて窓口の周知を図るとともに、関係機関の連携強化により支援・保護体制の充実を図る。特に若年層で支援を必要としている人が相談に繋がるようSNSを活用した相談窓口の開設など環境づくりを進める。
- 女性が安心して出産期を過ごせるよう周産期医療体制の充実を図る。
- 母子家庭等の就業を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターの運営を行っているところであり、引き続き事業の周知に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進める。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
11	DV被害者総合対策推進事業 (2)	DV防止の啓発事業を行うとともに、DV被害者の心のケア、自立支援に向け、配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実に取り組んだ。	DVの相談機関の認知度が低いことから、DV相談窓口の周知徹底を図る。また、障害者や高齢者、外国人の被害者など、一人ひとりの状況に応じた相談体制の充実を図る。	子ども・青少年局
12	相談室運営事業 (1)(2)(3)(5)	様々な悩みを持つ人に対して男女共同参画心理相談員による相談を実施するとともに、専門相談として、臨床心理士によるDVカウンセリング、弁護士による法律相談、男性の臨床心理士による男性相談を実施した。	若年層からの相談がごく僅かであり、支援を必要としている人が相談に繋がるようSNSを活用した相談窓口の開設など環境づくりを進める。また、県内各相談機関の相談体制の充実強化のため、引き続き、事例研究や研修会を通して相談員の資質向上と、各機関相互のネットワークづくりに努める。	男女共同参画センター

13	犯罪被害者等支援事業 (2)	公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターとの協働により、犯罪被害者総合窓口を運営し、1,856件の相談支援を実施した。また、関係機関4者の連携による性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)において性暴力被害者への総合的な支援を行い、1,753件の相談支援を実施した。	犯罪被害者総合窓口、SATOCOともに認知度が低いことから、安心して相談できる窓口として広報周知を行い、認知度の向上を図る。	県民活動生活課
23	ひとり親家庭総合サポート事業 (3)	母子家庭等の就業を支援するため、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報等の支援サービスを実施した。 (就業者 128人)	引き続き母子家庭等就業・自立支援センター事業のPR等に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく必要がある。	子ども・青少年局
29	周産期保健医療対策 (5)	安全・安心な出産のため、高度・専門医療を担う周産期母子医療センターの運営費の支援等を行い、周産期死亡率の改善に取り組んだ。	引き続き周産期死亡率の改善に取り組むとともに、各圏域の実情に合わせた体制を検討し、安全・安心な周産期医療提供体制の構築を図る。	健康寿命推進課

取組の方向

(1) 企業での女性の人材登用やリーダー育成の加速

- 女性の活躍促進に向けた連携体制の構築
- 女性の活躍促進に関する経営者等への啓発および企業等の取組促進
- 女性の管理職登用と働く女性のエンパワメントの促進

(2) 政治分野・地域活動(自治会、まちづくり、環境保全等)での男女共同参画の一層の推進

- 政治分野・地域における様々な活動分野(自治会、PTA、防犯、地域おこし・まちづくり、環境保全、その他民間団体等)における政策・方針決定過程への女性の参画・男女共同参画の推進

(3) 農業分野・スポーツ分野など専門分野での男女共同参画の推進

- 農林水産業における女性の活躍促進
- スポーツ分野における男女共同参画の推進
- 理工系女性人材の育成
- 女性研究者・技術者の活躍促進
- 建設分野における女性の活躍促進

総括

- 働く女性に対し、セミナー等を通じてキャリア形成の支援やネットワークづくりを進める一方、企業等に対し、女性活躍認証制度等を通じ、女性が活躍できる職場環境づくりを促した。女性リーダー層の増加に向け、オンラインでの取組を含め、働く女性と企業等の双方に対する取組をさらに進める。
- 農業分野においては、興味のある女性を対象に、先輩女性農業者との交流を進めるため、講演や相談会、農業体験等を行った。今後も引き続き女性新規就農者の掘り起こしや先輩女性農業者等との交流会を開催するとともに、農業・農村に関わる女性農業者等のネットワークを構築し、女性の経営参画を進める。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
40	輝く女性のハッピー・キャリアセミナー開催事業 (1)	県内企業で活躍する女性を対象に継続就労および育児と仕事の両立を目的としたセミナーを開催し、合計で84名の参加があった。	オンラインの活用など柔軟な開催も検討し、女性の継続就労および育児と仕事の両立に繋がるためのきめ細やかな支援を進める。	女性活躍推進課
41	女性管理職異業種交流事業 (1)	県内企業で働く女性管理職・管理職候補者を対象とした異業種交流会を開催し、合計で40名の参加があった。	行政主導ではない、参加者同士が悩みや課題を継続して共有できるようなゆるやかな関係性や他社・他自治体と継続して情報交換できるような関係性が構築されるよう開催を継続する。	女性活躍推進課
43	滋賀県女性活躍推進企業認証企業制度 (1)	企業等における女性の活躍推進に向けた取組状況に応じて三段階で認証する制度を設けており、令和3年度末までに277件を認証している。	認証企業での取組のさらなる活性化が課題であり、認証企業のステップアップを促す。	女性活躍推進課
53	女性農業者ネットワーク強化支援事業 (3)	農業に興味のある女性を対象に、先輩女性農業者との交流を進めるため、講演や相談会、農業体験等を行った。 1「女性のためのアグリセミナー」 全3回 参加者計102名 2「女性農業者ネットワーク強化検討会」 全3回	地域農業・農村の活性化のためには、女性の経営参画を進める必要がある。今後も引き続き女性新規就農者の掘り起こしや先輩女性農業者等との交流会を開催するとともに、農業・農村に関わる女性農業者等のネットワークを構築する。	みらいの農業振興課

重点施策Ⅲ

一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現

取組の方向

(1) 女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援

- 法令等の情報提供や啓発の推進 ○働く人の相談対応の充実 ○女性の就職・再就職支援
- キャリア形成の支援 ○公正な待遇確保に向けた取組 ○医療・介護・保育等の分野における女性の活躍支援

(2) 多様で柔軟な働き方の実現

- テレワーク等の多様な働き方の普及促進 ○女性の起業等への支援 ○様々な働き方の普及

(3) 仕事と生活の両立ができる環境づくり

- 仕事と生活の調和・仕事と生活の双方の充実に関する意識啓発 ○企業の取組促進 ○子育て支援の充実
- 介護への支援 ○育児や介護への経済的支援

(4) 男性の家事・育児・介護等参画促進

- 男性の家事・育児・介護等参画のための情報提供 ○男性の育児休業取得促進に向けた啓発
- 男性の家事・育児・介護等の講座・交流の場づくり

(5) 性別にとらわれない選択を可能にするライフ&キャリア教育

- 多様な選択を可能にする学校等でのライフ&キャリア教育の実施

総括

- 職についていない女性の多くが就労を希望していることから、引き続き女性のライフステージに応じたきめ細かな支援を行う。
- 「滋賀マザーズジョブステーション」では、近江八幡・草津駅前での相談に加え、湖北地域において週1回の出張相談に取り組み、所在地から離れた地域に対する支援を拡充した。引き続き、在宅ワーク等の新しい働き方の普及や起業支援等、様々な地域特性やライフスタイルに応じた就労支援を進めるとともに、女性の職域拡大に取り組み。
- 女性も男性も、自分の望むバランスで仕事と家庭、地域活動等を持てるよう仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や男性の育児・家事参画の推進に取り組んだ。その実践に繋がるよう、働き方の見直し(長時間労働の是正等)の推進もあわせて、官民連携のもと一層の機運醸成の取組を進める。
- 多様なライフスタイルに対応できるよう、保育サービスの充実や介護施設の整備等を図ってきたところであり、引き続き地域の実情に応じ、子ども・子育て支援、介護支援の量の拡充や質の向上に取り組む。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
62	滋賀マザーズジョブステーションの運営 (1)	滋賀労働局との連携により県内2か所(近江八幡、草津)において女性の就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」を運営するとともに、湖北地域において週1回の出張相談に取り組んだ。年間5,416件の相談があり、948件の就職につながった。	子どもへの感染リスクを恐れて保育所入所や就職を控える動きが出ているため、コロナが収束するまでは、相談件数および就職件数とも伸びが鈍化すると見込まれるが、就職したい女性や子育てとの両立に悩む女性が、コロナ禍においても少しでも安心して相談できるよう、SNSを使った発信や、オンラインセミナーの開催にも力を入れるとともに、オンライン相談の周知拡大に努めていく。	女性活躍推進課
63	女性のわくわく応援事業 (1)(2)	若年層から子育て世代までの無業女性を対象に、滋賀県内の企業・仕事探しの選択肢を広げるとともに滋賀県で「暮らす」「働く」魅力を発信し、新たな仕事へのチャレンジを支援した。	女性の再就労をより一層進めるために、女性の就労希望職が事務職に偏りがちであることから、事務職以外の仕事に目を向けてもらえるよう女性の職域拡大に引き続き取り組んでいく。	女性活躍推進課

72	女性の多様な働き方普及事業 (1)(2)	様々な家庭の事情等で働くことが困難な女性を対象に、在宅での新しい働き方を普及させるためのセミナーや企業とのマッチング事業などを開催した。	就業後自力で仕事を確保し、在宅ワークを継続していくためには、企業とのつながりやワーカー同士の横のつながりが重要であることから、ワーカー同士の交流会や企業とのマッチング交流会を引き続き開催し、ネットワークづくりの機会を提供する。	女性活躍推進課
73	新しい働き方トライアル事業 (1)(2)	在宅ワーカーを目指す女性を対象に、託児付きのコワーキングスペースで不安や負担を軽減しながら在宅ワークを体験できる事業を実施した。	新しい生活様式に合わせた働き方として、在宅ワークのニーズは高まっているため、引き続き企業と在宅ワーカーを繋げる支援を行う。	女性活躍推進課
86	地域子育て支援事業 (3)	子育てと仕事の両立支援や保育の質の向上等、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、延長保育事業を始めとする各種保育事業に対して補助を行った。 延長保育事業 205か所	市町の第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の着実な推進を図るため、地域の実情に応じた子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく必要がある。	子ども・青少年局
100	イクボス宣言企業登録 (4)	滋賀県ではイクボス宣言している企業・団体を滋賀県のホームページで紹介しており、令和3年度末までに243社を登録している。	イクボス登録制度の一層の周知に努めるとともに、県全体での取組のさらなるレベルアップを図るため、具体的な取組方法や先進事例の普及を進める必要がある。	女性活躍推進課
104	しがパパママスクール (4)	共働き夫婦等が、仕事と家庭の両立に向けてお互いに尊重し、協力し合うパートナーシップのあり方を考え、男性の家事・育児参画等の実践に向けたノウハウを学ぶ連続講座を開催した。	夫婦間のパートナーシップに対する参加者の理解が深まった。将来的に地域・民間レベルでの主体的な取組へと広がっていくよう普及に努める。	男女共同参画センター

重点施策Ⅳ

男女共同参画意識の浸透

取組の方向

- (1) 男女共同参画意識の定着と無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)解消に向けた啓発・教育
 - 男女共同参画の理念の普及
 - 家庭における男女共同参画
 - 男性にとっての男女共同参画
 - 学校等での男女共同参画教育の推進
- (2) 公共の分野をはじめとする様々な場面における男女共同参画の視点に立った表現の促進
 - 行政の刊行物等における固定的な性別役割をイメージする表現等の点検・是正
- (3) 各分野で男女共同参画をリードする人材育成
 - 男女共同参画を進める地域リーダーの発掘および育成
 - 女性団体や男女共同参画に関する活動を行う団体等の育成・交流の場づくりの支援

総括

- あらゆる場面における男女共同参画の推進のため、身近な場面での学習会等に使用できる啓発物や児童生徒用副読本の作成・活用、広く県民を対象とした研修等の実施により、男女共同参画意識の醸成に努めた。固定的な性別役割分担意識は徐々に改善されているもののまだまだ根強く、引き続き着実かつ効果的に啓発活動を継続する。
- 引き続き男女共同参画に関する活動を行う団体等が取り組む自主活動の支援や交流・活動の場づくりに取り組み、活動支援・育成を行う。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
116	青少年向け啓発 (1)	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、男女共同参画について学ぶ小・中学、高校生用の副読本を作成した。(活用率 小 62.6% 中 58.5% 高 51.6%)電子啓発教材の周知を行った。	中学生用副読本を中心に活用率をさらに高める必要があることから、教員向け研修会などの機会を捉えた活用方法の説明や実際の活用例の紹介等に取り組み、活用を促進する。	女性活躍推進課
120	県民交流エンパワーメント事業 (3)	男女共同参画に関する活動を行う団体等が取り組む自主活動の支援、交流・活動の場づくりとして、G-NET しがフェスタの開催や、G-NET カフェ、しがWO・MANネット講座、県内センター連携事業などを開催した。	引き続き男女共同参画に関する活動を行う団体等が取り組む自主活動の支援、交流・活動の場づくりとなるような講座や催しを実施し、活動支援・育成を行う。	男女共同参画センター

計画の総合的な推進

取組の方向

(1) 県の推進体制の充実

- 男女共同参画の総合的な推進
- 附属機関の女性委員の登用拡大
- 女性職員の活躍推進
- ワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 国・市町をはじめ多様な主体との連携強化

- 関係機関との連携強化
- 経済団体等との連携強化
- 国との連携強化
- 市町との連携強化

(3) 県立男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進

- 様々な分野や地域で実践する人材の育成支援
- 関係機関との連携強化
- 企業に向けての啓発推進
- 情報提供の推進
- 相談機能の強化
- 女性起業家支援の推進

(4) 調査・研究の推進

- 調査・分析の推進
- 情報の収集

総括

- 男女共同参画は県政のあらゆる分野に関連する課題であることから、引き続き全庁的に課題意識を共有し、取組を進める必要がある。
- 審議会等、県の附属機関における女性委員の割合は全体で40.9%と目標を達成したが、22附属機関の女性委員割合が40%未満の状況であることから、引き続き女性委員登用拡大を進める。
- 男女共同参画センターについては、本県の男女共同参画推進の実践を支援する総合的な拠点施設として、多様な主体や機関との連携、参加者相互の交流によるつながりの場を創出する。

主要事業の取組状況と課題、今後の取組

連番	事業名	取組状況・成果	課題と今後の取組	担当課
125	審議会等における女性の参画促進 (1)	計画目標の女性委員割合毎年40%以上60%以下の達成に向け、全庁的な意識を高めるとともに、女性委員割合が低い機関に対し充て職規定の見直し等の働きかけ等を行った結果、令和3年4月1日現在の女性委員割合は40.9%と前年度同様過去最高となった。	女性委員割合は令和2年度の結果と横ばいで過去最高となったものの、未だ目標未達成の機関も一定数(22機関)あることから、引き続き、改善策を具体的に提示しながら女性委員登用率の改善を働きかけ、目標を達成する。	女性活躍推進課
133 ～ 136	男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進 (3)	多様な課題をテーマとした研修・講座の開催や、図書・資料室の充実と各種情報発信により、男女共同参画の意識啓発に努めた。また、社会参画にチャレンジする女性の実践を支援するとともに、男女共同参画相談室の充実や、多様な主体との連携・協働、コーディネートを進められた。	男女共同参画推進の活動を支援する総合的な拠点施設として、必要な人に必要な情報を橋渡しするハブ的機能を高めるため、多様な主体と支援機能を持つ機関との連携や、参加者相互の交流を促進するなどにより、つながりの場を創出する。	男女共同参画センター